~千葉県医師修学資金の貸付に係る債権の回収の事務について、 住基ネットを利用します~

平成25年4月1日から、千葉県医師修学資金の貸付を受けている方等の 住所や氏名等の確認を、住民基本台帳ネットワークシステムで行います。

これにより、公用請求にかかる事務の削減や、住所調査等の効率化を図ることができるようになります。

1 住基ネットを利用する事務の概要

千葉県医師修学資金の貸付を受けている方等については、住所に変更があった場合に、「氏名(住所)変更届」を提出していただきますが、転居後(入籍等の後)も変更届の提出がない場合には、平成25年4月1日から、住基ネットを利用して住所調査を行います。

2 調査の対象となる人

- 借受人
- 連帯保証人

3 調査を行うとき

借受人や連帯保証人が、本制度に規定する必要な届出を行っていないため、県から通知を出したが、宛先不明で戻ってくる場合

4 調査の内容

- 氏名、住所の変更の事実の確認
- 生存の事実の確認

5 お問い合わせ先

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部医療整備課 医師・看護師確保推進室

電話 043-223-3883

FAX 043-221-7379